

令和5年5月23日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
にかかると疑義解釈資料の送付について（その4）

日本医師会より、標記に関して、令和5年5月18日付事務連絡で、疑義解釈が示されたとの連絡がありました。

今般の疑義解釈資料においては、令和5年5月8日以降の入院中の患者以外の新型コロナウイルス感染症患者に対する療養指導に係る特例、罹患後症状に悩む方の診療、新型コロナウイルス感染症患者に対する入院調整に係る特例等に関する取扱いが示されております。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和5年5月18日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかると疑義解釈資料の送付について（その4）

問1 令和5年3月31日事務連絡別添1の1(2)①に示す、療養上の指導を実施した場合のB000の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数(147点)について、小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定している患者についても算定可能か。

(答) 可能。

問2 「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかると疑義解釈資料の送付

について（その２）」（令和５年４月２７日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問１に示す、罹患後症状に係る特定疾患療養管理料（１４７点）について、小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定している患者についても算定可能か。

（答）可能。

問３ 令和５年３月３１日事務連絡別添１の２（３）①において「慢性疾患又は精神疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合であって、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等に基づく管理を行う場合は、B000の２に規定する「許可病床数が１００床未満の病院の場合」の点数（１４７点）を月１回に限り算定できる」とあるが、「管理料等」とは、何を指すのか。

（答）令和４年度診療報酬改定以前に「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されていた、特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料及び生活習慣病管理料を指す。

問４ 令和５年３月３１日事務連絡別添１の各項において、「B000の２に規定する「許可病床数が１００床未満の病院の場合」の点数（１４７点）を月１回に限り算定できる」とあるが、当該特例については、診療所又は許可病床数が１００床以上の病院においても算定可能か。

（答）可能。

問５ 令和５年３月３１日事務連絡別添１の９に示す救急医療管理加算１（９５０点）について、「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について」（令和５年４月１７日厚生労働省医療課事務連絡）問６において、「当該医療機関が入院調整を行わず、各都道府県・保健所設置市・特別区、医療関係団体、他医療機関、あるいは外部業者等が入院調整を実施した場合」は算定できない旨示されたが、当該医療機関が、各都道府県・保健所設置市・特別区、医療関係団体、他医療機関、あ

るいは外部業者等に入院調整業務を依頼した場合は算定できないのか。

(答) そのとおり。ただし、都道府県や保健所等から受入れ可能な医療機関等について情報提供を受けることは入院調整業務の依頼にはあたらない。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001